

令和4年度 市民税・県民税(住民税)の申告の手引き

個人の市民税・県民税は、みなさま方の申告や勤め先の会社からの報告などに基づき、前年の1月から12月までの1年間の所得に対して課税され、みなさま方の日常生活に身近な行政サービスを行うために使われています。

この手引きをご参照の上、申告書を作成し、

申告期限の3月15日までに提出していただきますようお願いいたします。

申告の受付・相談

とき	<p>令和4年 3月15日(火)まで</p> <p>※平日のみ開庁 9時～12時、13時～17時 ※広報ふくい(1月25日号)および福井市ホームページにも掲載しています。 ※税務署および福井市役所企業局庁舎5階大ホールで行う所得税の確定申告は2月16日(木)からです。ご注意ください。</p>
ところ	<p>■市役所本館2階 市民税課</p> <p>※駐車場は有料です。数に限りがありますので、来庁の際はなるべく公共交通機関をご利用ください。 ※申告期間の最初と最後の1週間、中でも午前中の時間帯が混雑する傾向にあります。</p> <p>■美山・越廼・清水連絡所</p> <p>※ただし、清水連絡所については2月21日(月)～2月28日(土・日曜日・祝日を除く)となります。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、公民館での申告受付を取り止めさせていただきます。</p>

この申告は、市民税・県民税の計算や所得・課税証明書のもととなるほか、児童手当等の受給額や保育所入所、介護保険料や国民健康保険料の算定など広範囲に影響が及びます。収入の有無にかかわらず、期限内に申告してください。



市民税・県民税に関する問い合わせ・送付先

福井市役所 市民税課
〒910-8511 福井市大手3丁目10-1 TEL.0776-20-5306
※FAXおよび電子メールでの申告受付は行っておりません。
※お問い合わせが集中し、電話がつながりにくい場合があります。

各連絡所

美山連絡所 〒910-2392 福井市美山町7-1
TEL.0776-90-1111

越廼連絡所 (越廼公民館内) 〒910-3552 福井市蒲生町1-68
TEL.0776-89-2111

清水連絡所 (清水健康管理センター内) 〒910-3622 福井市風巻町28-8-1
TEL.0776-98-2001

確定申告(所得税)に関する問い合わせ

福井税務署 〒910-8566 福井市春山1丁目1-54
TEL.0776-23-2690(自動音声案内)

郵送申告のお願い

同封の返信用封筒で送ってください

会場の混雑緩和のため、郵送による申告書の提出にご協力をお願いいたします。

電話番号、申告内容など記入漏れ・関係書類の添付忘れがないよう気をつけてください。
控除証明書の同封がない場合、控除欄の記入があっても、控除対象になりませんのでご注意ください。
受付書・申告書「控」を返送希望の方は、返信用封筒(宛名記載済み、切手付き)を同封してください。
※同封された封筒は、申告書「控」のためには使用できません。



申告に必要なもの(令和3年中の収入や支払いがわかる書類) ※郵送の場合、7～11は写しを同封してください。

- 申告書……………福井市ホームページからもダウンロードできます。
- 所得がわかる書類……………給与や年金の源泉徴収票、事業主の支払証明書、事業の収支内訳書等の原本
- 社会保険料控除……………領収書、控除証明書、支払証明書等の原本
- 生命保険料、地震保険料控除…保険会社発行の控除証明書の原本
- 医療費控除……………医療費控除の明細書 ※領収書等はご自宅で5年間保存してください。
医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の明細書
- 寄附金控除……………寄附金の受領書等の原本
※ふるさと納税のワンストップ特例制度をご利用の方は、全ての寄附金(ワンストップ特例制度利用分含む)について申告書に記入してください。(確定申告も同様)
- 雑損控除……………その事実や損害金額がわかる書類
- 障害者控除……………障害者手帳などの証明書(要介護認定を受けている方は、市の介護保険課が発行する障害者控除対象者認定書)
- 勤労学生控除……………学生証などの在学を証明する書類
- 国外に居住する親族を扶養親族とする場合…各扶養親族分の公的機関が発行する親族関係書類、送金関係書類およびそれぞれの翻訳文
- 個人番号(マイナンバー)にかかる書類
 - 本人が窓口で申告する場合、個人番号カードまたは個人番号(マイナンバー)がわかるものおよび
身元確認書類(運転免許証、健康保険証等の官公署等発行のもので顔写真付きのものではない場合は2点)の提示が必要です。
 - 代理人が申告する場合、上記とともに、委任状(本人と世帯が異なる場合)および代理人の身元確認書類も必要です。
 - 郵送で申告する場合、写しを同封してください。(委任状は原本)

事業の収支内訳書や医療費控除の明細書は、事前に作成し、合計金額を計算しておいてください。
※領収書は自宅で5年(青色は7年)保存してください。

「令和3年中」や「令和3年分」とは
令和3年1月1日から
令和3年12月31日までの
期間に係る内容をいいます。



上場株式等の配当等または上場株式等の譲渡所得を確定申告される方へ

上場株式等の配当等および上場株式等の譲渡所得について、所得税では総合課税、市民税・県民税では申告不要制度を適用するなど、所得税と市民税・県民税において異なる課税方式を選択することができます。異なる課税方式を選択したいときは、納税通知書が送達される日までに確定申告書とは別に上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書を市民税課に提出してください。ただし、確定申告において申告した所得を住民税ではすべて申告しないとした場合は、申出書の提出は不要です。

[申告に必要なもの] ①上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書(福井市ホームページからダウンロードできます。) ②確定申告書の控えの写し
③配当所得・譲渡所得等に関する書類の写し(特定口座年間取引報告書・支払通知書など) ④代理人が申告する場合、本人と世帯が異なる場合は委任状

市民税・県民税の申告が必要な人は? 令和4年1月1日現在、福井市にお住まいの人で、令和3年中の収入状況が、次に該当する人

- 給与所得者で、「給与支払報告書(年末調整済み)」が勤務先から福井市役所に提出されていない人
勤務先に確認してください。アルバイトなどで働いている人、令和3年中に退職した人などが該当する可能性があります。
- 給与所得者や公的年金等所得者で、源泉徴収票に含まれない各種控除(社会保険料・生命保険料・扶養・医療費などの控除)を追加する人
源泉徴収票に源泉徴収税額の記載がある場合、税務署で確定申告をすることにより、所得税の還付を受けられる可能性があります。税務署に確認してください。
源泉徴収票が届いていない人は、勤務先もしくは年金の支払元に確認してください。
- 営業等・農業・不動産・配当・一時所得などの所得、個人年金などの雑所得のあった人
給与もしくは年金以外の所得が20万円以下の場合、確定申告は不要ですが、市民税・県民税の申告は必要です。
- 収入がなかった人、もしくは、非課税所得(遺族年金・障害年金・雇用保険給付など)のみの人
福井市に居住している親族の令和3年分の年末調整や申告において、税制上の扶養もしくは同一生計配偶者になっている人は不要です。
- 福井市に住民登録はあるが、海外滞在などで福井市に居住していない人

※ただし、次に該当する人は、市民税・県民税の申告は不要です。

- 税務署に所得税の確定申告書を提出した人
- 給与所得(年末調整済み)のみ、もしくは、公的年金等の所得のみの方で、源泉徴収票に記載されている控除以外に追加する控除がない人
- 公的年金等のみの所得者で、次に該当する人
昭和32年1月1日以前生まれで公的年金等の収入額1,515,000円以下の人および昭和32年1月2日以降生まれで公的年金等の収入額1,015,000円以下の人は、市民税・県民税が非課税となりますので、各種控除を追加する必要がありません。(4ページの非課税規定において扶養人数が0人の場合)

※なお、税務署で確定申告が不要とされた方でも、市民税・県民税の申告が必要な場合があります。

手順 8 該当箇所を記入してください。

金額が明らかとなる書類(収支内訳書、源泉徴収票など)の提出がない限り申告受付後に収入・所得の減額や経費の追加を行うことはできません。

申告書の書き方(裏面)

7. 営業・農業・不動産所得

収支内訳書を別に作成されていない場合は、事前に記入しておいてください。
 ①および②の金額を申告書表面の該当する収入および所得欄に記入してください。
 ②専従者控除額を記入した場合は、[8 事業専従者に関する欄]も記入してください。

事業専従者控除は、次の①と②の金額のいずれか少ない方の金額です。
 ①50万円(配偶者の場合は86万円)
 ②(事業所得+不動産所得+山林所得)÷(専従者数+1)=控除額

家内労働者等は、給与収入金額が55万円未満の場合で、55万円から給与収入金額を差し引いた残額が、その事業などの実額経費より多い場合は、差し引いた残額を必要経費とすることができます。
 ※家内労働者等とは、内職をしている人、生命保険や商品販売の外交員などとしている人をいいます。

9. 給与所得の内訳(源泉徴収票のない方)

日給など給与所得のある方で、源泉徴収票のない方は記入してください。月給は、手取り額ではなく、保険料等を差し引く前の総支給額です。合計額を申告書表面の[給与]に記入してください。

10. 雑所得(公的年金等以外)

収入金額は申告書表面の[業務]・[その他]に、収入金額から必要経費を引いた所得金額はそれぞれ⑧・⑨に、⑦・⑧・⑨を合計したものを⑩に記入してください。明細書等をお持ちください。

16. 別居の扶養親族等に関する事項

申告書表面に記入した扶養親族のうち、別居の方の内容を記入してください。
 ※国外に居住する親族を扶養する場合は、別途関係書類の提出が必要です。

18. 所得金額調整控除に関する事項

給与収入が85万円を超え、以下のいずれかに該当する場合は、対象者について記入してください。
 ・本人、同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者である
 ・23歳未満の扶養親族がいる

15. 寄附金控除

令和3年中に、地方自治体や福井県共同募金会、日本赤十字社福井県支部、福井県・福井市が条例で指定した団体に対する寄附金がある場合、次の①の計算式により求められた金額が算出所得割額から税額控除されます。ただし、ふるさと納税制度の対象に指定されている地方公共団体の寄附金(特別控除対象)の場合のみ、①と②を合計した控除額になります。受領証等を添付してください。
 ①(寄附金額-2,000円)×10%(市民税6% 県民税4%)
 ②(寄附金額-2,000円)×(90%-所得税の限界税率(0~45%)×1.021)
 ※①の寄附金額は、総所得金額の30%が限度です。また、②の控除限度額は、所得割額の20%です。
 ※ワンストップ特例制度を適用している寄附金も含めて記入してください。なお、この申告書を提出された場合は、ふるさと納税ワンストップ特例制度は適用されなくなります。所得税分の控除も希望される場合は、税務署での確定申告を行ってください。

11. 総合譲渡・一時所得

☐・㊦・㊧の金額を申告書表面の該当する収入欄に、⑪の金額を[総合譲渡・一時⑪]に記入してください。明細書等をお持ちください。

12. 分離課税の所得

分離譲渡	土地、建物等の譲渡による所得 ※所有期間は譲渡した年の1月1日現在において所有していた期間です。 ・短期……所有期間5年以下 ・長期……所有期間5年超
株式等の譲渡	株式等を買った場合に生じた所得、上場株式等の配当所得
上場株式などの配当(分離分)	※上場株式等で住民税が徴収されている場合には、申告しないことを選択できます。
先物取引	金融商品など先物取引により生じた所得
山林	山林の伐採または譲渡による所得 ※所有期間5年以下は事業所得または雑所得
退職	退職金など ※支給時に特別徴収されるため申告不要

計算書等をお持ちください。

13. 配当控除

申告された総合課税の配当所得に下表の割合を掛けた金額が算出所得割額から税額控除されます。計算書等をお持ちください。
 ※配当の種類、課税所得等の金額によっては、控除率の違うものや配当控除がないものがあります。

課税標準額	市民税	県民税
1,000万円以下の部分	1.6%	1.2%
1,000万円を超える部分	0.8%	0.6%

14. 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

申告された上場株式等配当・株式等の譲渡により既に特別徴収されている住民税額分については算出所得割額から税額控除されます。計算書等をお持ちください。

市民税・県民税の計算方法(総合課税分)

収入金額	-	必要経費等	=	所得金額
所得金額	-	所得控除額(所得から差し引かれる金額)	=	課税標準額(1,000円未満切捨て)
課税標準額	×	税率10%(市民税6%・県民税4%)	=	所得割額(100円未満切捨て)
所得割額	+	均等割額5,000円(市民税3,500円・県民税1,500円)	=	年税額

※課税標準額に税率を掛けたものを算出所得割額といいます。
 ※土地・建物・株式等の譲渡、配当(分離課税)等の分離課税所得については、総合課税分とは別に課税されます。

◎非課税規定

【均等割・所得割ともにかからない方(非課税)】… 障害者、寡婦、ひとり親、未成年者(平成14年1月3日以降生まれ)で、合計所得金額が135万円以下の方
 【均等割がかからない方(非課税)】… 合計所得金額≤315,000円×(1+扶養人数)+189,000円(扶養している場合のみ加算)+100,000円→
 【所得割がかからない方(均等割は課税されます)】… 総所得金額等≤350,000円×(1+扶養人数)+320,000円(扶養している場合のみ加算)+100,000円→
 ※扶養人数: 扶養親族および同一生計配偶者の合計数。16歳未満の扶養親族も含みます。
 ※合計所得金額: 純損失・雑損失等の繰越控除前の総所得金額と特別控除や繰越控除前の申告分離課税の譲渡所得の金額の合計額 ※総所得金額等: 合計所得金額に各種繰越控除等を適用して計算した金額

扶養人数と非課税規定の計算式から算出した各所得金額(例)

	0人	1人	2人	3人
均等割	415,000	919,000	1,234,000	1,549,000
所得割	450,000	1,120,000	1,470,000	1,820,000

◎税率

	均等割	総合課税分所得割	主な分離課税分所得割			
			短期譲渡所得(一般所得分)	長期譲渡所得(一般所得分)	株式等譲渡所得	上場株式等の配当(申告分離分)
市民税	3,500円	6%	5.4%	3.0%	3.0%	3.0%
県民税	1,500円	4%	3.6%	2.0%	2.0%	2.0%

※東日本大震災をふまえ、地方公共団体が実施する防災事業の財源確保のため、地方税の臨時特例に関する法律が制定され、平成26年度から10年間に限り、市民税県民税均等割額にそれぞれ500円を加算することとされました。

◎調整控除

所得税と住民税の人的控除額の差(右表)による負担増を調整するため、算出所得割額から税額控除します。
 ・合計課税所得金額が200万円以下の場合、次の①と②のいずれか小さい額の5%(市3%県2%)
 ①人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額
 ・合計課税所得金額が200万円超の場合、次の①から②の額を控除した額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(市3%県2%)
 ①人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額から200万円を控除した額
 ※ただし、合計所得金額が2,500万円超の場合は適用外です。
 ※合計課税所得金額: 課税総所得金額、課税退職所得金額(現年分離分を除く)、課税山林所得金額の合計額

◎住宅借入金等特別税額(住宅ローン)控除

算出所得割額から税額控除します。
 対象については、税務署に提出される「住宅借入金等特別控除額の計算明細書」を参考にします。詳細は、税務署にお問い合わせください。

対象	適用条件	所得税において住宅ローン控除の適用があり、所得税額から住宅ローン控除を控除した結果、住宅ローン控除の残額がある方
対象	居住開始時期 ^{※1}	平成24年1月~平成26年3月 平成26年4月~令和元年10月~
	控除期間	10年間 10年間 10年間もしくは13年間
控除額	控除限度額	最高97,500円 最高136,500円 ^{※1}
	控除額算出方法	次の①と②のいずれか少ない金額を、控除限度額の範囲内で控除します。(※所得税額は住宅ローン控除適用前) ①所得税の課税総所得金額等 ^{※4} ×5% ②控除残額(住宅ローン控除可能額-前年分の所得税額) ①所得税の課税総所得金額等 ^{※2} ×7% ②控除残額(住宅ローン控除可能額-前年分の所得税額)

※1: 消費税率8%もしくは10%が適用される住宅所得等の場合に限られ、それ以外の場合は平成26年3月31日までの控除限度額と同様とします。
 ※2: 所得税の課税総所得金額等: 所得税における課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額

人的控除の差額表

(配偶者控除、配偶者特別控除は、納税者本人の合計所得金額900万円以下の場合)

控除の種類	控除額の差	
障害者控除	普通	1万円
	特別	10万円
	同居特別	22万円
寡婦控除	1万円	
ひとり親控除	母	5万円
	父	1万円 ^{※1}
勤労学生控除	1万円	
配偶者控除 ^{※2}	一般	5万円
	老人	10万円
配偶者特別控除 ^{※2}	50万円未満 ^{※3}	5万円
	50万円以上55万円未満 ^{※3}	3万円
扶養控除	一般	5万円
	特定	18万円
	老人	10万円
	同居老親等	13万円
基礎控除	5万円	

※1 ひとり親控除(父)については旧寡婦控除相当の人的控除差1万円をそのまま引き継ぎます。
 ※2 納税者本人の合計所得金額が900万円超1,000万円以下の場合には異なります。
 ※3 配偶者の合計所得金額